

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

2 NO₂環境基準の大幅緩和

NO₂環境基準緩和と問題点

一九七八年七月一日、政府は、広範な公害被害者の住民組織、日本弁護士連合会、全国公害弁護団連絡会議、総評の公害対策全国連絡会議(本年鑑一九七九年版三四三ページ以下参照)、一部の自治体、および公害問題研究者等の強い反対を押し切って、二酸化窒素に係る環境基準を大幅に緩和した。すなわち、一日平均値0・0二ppmを「0・0四ppmから0・0六ppmの範囲内、又はそれ以下」と改定した。これは、鉄鋼資本、自動車産業資本、電力資本等のNO₂の排出と直接関係する資本を中心とする独占資本および政府内部では通産省の要求に応じてなされたものであった。この改定は、年々、公害健康被害補償法による大気汚染による気管支ぜん息、肺気しゅなどの認定患者数が激増し(一九七五年三月の一万九三四〇人が七七年一月には五万三四一六人、七八年一月には六万一九〇二人、七九年一月には七万一一九〇人と増大)、その主要な原因物質の一つが窒素酸化物であることが科学的研究、住民の自主的測定運動等によって解明されつつあった段階でなされたものであった。しかも、中央公害対策審議会に諮問されることなく、環境庁の行政判断で強行されたものであった。

改定の結果、一九七六年度には環境基準達成率がわずかに九・〇%であったが、新基準によって七七年度には実に九五・四%となった(『環境白書』各年版による)。そして、この新基準によって産業資本が一九八五年度までに節約できる公害防止投資額は三八八二億円以上と多額なものであった(東京都NO₂検討委員会『NO₂環境基準改定に関する検討結果報告書』二二九～二三〇ページ参照)。

日教組などの基準緩和への反対運動

NO₂環境基準の緩和後、各地の被害者住民はただちに撤回要求を展開し、同年一〇月「環境週間・全国公害被害者総行動デー実行委員会」等は二五万人の署名をそえて基準撤回の国会請願をおこなった。同月一日、東京在住の住民一五名は、環境庁長官を相手どって新基準告示取り消しを求める行政訴訟を提起した。

NO₂環境基準緩和にたいする労働組合の目立った対応はしばらくなかったが、一九七九年になって新たな動きが出てきた。すなわち、日教組は、一九七九年六月開催の第五三回定期大会でつぎのようなNO₂の定期測定にかんする運動方針を決定した。

【日教組「NO₂の定期測定に関する運動方針」(抜粋)】

学校環境から公害を追放する運動については、全分会で取組みを強化し、政府の環境基準緩和政策へ対決し、子ども住民の健康を守るため積極的に取組みます。そのた

め、日教組および県教組で具体的点検要項を作成し、全国一斉の白書を作成して政府へ具体的改善を迫ります。本年度の具体的な取組みは全国一斉にNO2(二酸化チツソ)の定期測量と各県段階では学校給食の食品検査を実施します。実施にあたっては、本部・県段階の公害対策委員会で具体策を検討します。

特に合性洗剤を追放し、きれいな水を守る運動とNO2基準緩和取消しを要求する運動、スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす運動、環境アセスメント法案制定運動などに積極的に参加し、運動の推進をはかり、政府の政策を改めさせるよう取組みます。

また、一九七九年七月一日開催の告示撤回を求める市民集会実行委員会には、東京地評および東京都職員労働組合首都公害局支部も参加し、新環境基準の撤回を求めて運動をすすめていくことが表明された。

日本労働年鑑 第50集 1980年版
発行 1979年11月10日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年9月25日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
